

害させているか、また幾多の家庭悲劇の原因を作っているか、今さら申し上げるまでもありません。政府当局におかれてもこの事実を肯定せられて、これは、これまた先日来の御答弁においても明らかであります。一日も早く何とかしたいというお気持ちも察せられるのであります。また政府がかつて唱えられた新生活運動の趣旨からも、当然廃止が検討せらるべき時期であろうと考えておるのであります。しかるに原案は当分の間となっており、その期間はとの間に対しては、約五年間ほどの答弁がありました。存否を含む競輪制度の根本的な検討期間、これが廃止により各方面に与える影響について善後措置等を講ずる期間等をあわせて考えてみても、五カ年という長い期間が必要と考えられないのであります。また当分の間といったようなあいまいなことは許されたいとも考えられます。われわれといたしましては、この種制度は即時に廃止することを主張したいのであります。従って本法案は否定をいたしたいのであります。即時廃止することによって各方面に与える影響等をも考慮いたしまして、先ほど申し上げましたような修正案を御提案申し上げたわけでございます。どうか全委員の御賛同をお願いいたします。以上であります。

○田中委員長 以上で趣旨弁明は終わりました。

田中武夫君外十二名提出にかかる修正案に対し質疑がありますか。――別に質疑の通告がないようであります。自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案並びに修

正案を一括して討論に付します。――討論の通告がありませんので、これを省略し、ただちに採決に入りたいと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。

まず修正案を採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○田中委員長 起立総員。よって本修正案は可決せられました。

次に修正部分を除く原案について採決いたします。修正部分を除く原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○田中委員長 起立総員。よって本法案は田中武夫君外十二名提出の修正案の通り修正議決すべきものと決しました。

この際お諮りいたします。本案に関する委員会報告書の作成につきまして、委員長に御一任願いたいと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○田中委員長 次に計量法等の一部を改正する法律案を議題とし、同法律案について御出席の参考人各位より御意見を伺うことにいたします。

参考人各位にこの際一言申し上げます。本日は御多用中のところ特に御出席下さいましたことを厚く御礼申し上げます。御承知の通り今回の計量法等の一部を改正する法律案の中心をなす改正点は、計量法を改正して、従来国

が全額収納しておりました手数料のうち、地方公共団体の行う事業の許可、検定等の手数料を当該地方公共団体の収入とすることとした点であり、

が、その他事業許可の対象となる設備の範囲及び比較検査の対象となる計量器の種類を限定する等の改正、計量法施行法において検査の経過規定の改正等を行わんとするものであります。本法が地方財政、計量事務に關し、地方公共団体に、製造事業の許可、検定等に関し製造業、修理業にそれぞれ多大の影響を与えることになり、また、これらについてそれぞれのお立場から忌憚のない御意見の御開陳を願いたいと存じます。なお、御発言の時間はおおむね一人十分程度とし、その順序は、恐縮でございますが、委員長におまかせを願いたいと存じます。御意見御発表後委員側から種々質疑もあらうかと存じますが、あらかじめお含みの上お願いいたします。

それでは東京都経済局長福富恒樹君よりお願いいたします。

○福富参考人 参考人としてしまして皆様方に御説明申し上げたいと思っております。その冒頭に当りまして、計量法等の一部改正に對しまして、商工委員の各位が非常に熱心にこの問題を取り上げられまして御検討いただいておりますことは、各地方庁の計量関係職員の氣持から申しまして非常にありがたいことだと深く感謝する次第であります。これから私は、大体東京都における計量行政の事情と、さらに各府県における問題等につきまして御説明申し上げたいと存ずるのであります。主としてただいま委員長からお話ござ

いました手数料の地方帰属の問題について申し上げたいと思うのであります。

東京都における計量行政の全貌でございますが、現在計量器を製造しておるもの、さらにこれを修理しておるものの数は、大体一千三百程度、年間には約三百万個の計量器を製造し、検定しなければならぬというに相なっております。さらに販売業者といしましては約一万五千、さらに指定事業場その他関係事業者が約七千、これを指導監督しなければなりません。さらに百四十万個に相当いたしまする取引証明用の計量器の検査を執行しなければならぬのです。こういう問題を実行いたしました、計量の安全を確保するために動いておりますので、東京都におきまして計量行政は非常に規模が大きいといわなければならぬのでございます。

この膨大な計量行政をやります上の経費という点になりますと、東京都におきましては、国からの金は実はゼロになつておるのでございます。これは御承知の通り、従来は計量行政はすべて国の行政でありました関係から、全額を国の方で持つてやつておたわけでありましたが、地方自治法施行以来、いわゆる交付税交付金の制度によりまして、これの一部分が地方に回されることに相なつたのでございます。が、東京都は富裕府県であるということによりまして、これは全然ないのであります。従いまして計量行政に關する国の金は一つも来ておらない、こういう結論に相なるのであります。現在都におきましてやつております計量行政の大体の予算は、約四千万円に

なつておるのであります。しかもこの四千万円の経費を使いまして、果して帝都における計量行政がうまくいっておるかどうかという点につきまして、

は、実は私は責任者としていたしまして、まことに恥かしい話であります。が、都におきまして計量行政は必ずしも万全であるとは考えられないのであります。と申しますのは、結局今申しましたような膨大な製品の検定をやり、あるいは指導監督をやり、あるいは計量の取締りをやるというこの膨大な仕事をやりますためには、膨大な人員を必要といたしまして、とうてい現在の予算的措置では間に合わないでございまして、しかし実際問題として、おのずから限度がございまして、財務当局といろいろの折衝をいたしまして、これは全然東京都のいわゆる負担であるという意味におきまして、なかなかこれの増額が許されません。そういう關係から、私自身の口から言うのも変でありますけれども、都におきまして計量行政は万全であるかという点に對しましては、実は自信を持って申し上げられないような実情にあるのでございます。そういう全然經費支弁のない、いわゆる機関委任行政をやつておるということ自体に、われわれも内心実は一つの矛盾を感じておるのでございまして、御承知の通り、地方財政法に基きます点から考えましても、あるいは地方自治の精神を貫く点から申しまして、こういう点に実は非常な苦悶をいたしておる実情でございまして、

これは申すまでもないことでございしますが、われわれこの計量行政の重

大な点につきましては、今さら云々を
要しないほど重大さを感じておるので
ございまして、ことに国民生活を安定
せしめるための各種計量器の正確を期
するということのみならず、おそら
く、日本の産業を自立させましたた
めに、いわゆる精密度の高いものを作
り、それによってわが国の産業を興す
という、こういう点にまで将来の計量
行政は及ぶのじゃないかという考えを
持ちますならば、現在のような単な
るものさし、ます、はかりというもの
を正確に取締りしたり、あるいはで
き上った各種のメーターを検査する
ということだけでは不十分でありまし
て、もう少し計量行政に対する大きな
観点から各種の行政を進めて参ると
いうことが必要になってくるのではない
かと思うのでありまして、そういう観
点からいたしまして、現在のこの国
から一文も来ないということ自体が非
常に私は困ると思っております。

従いまして、現在の東京都の実情を
申し上げますと、今申しましたよう
に、万全にしていけないのみならず、
一つの計器を検査する場合におきま
しても、人員が足りませんために業者
にこれを手伝わせるというようなこと
もやっております。あるいはまたその検
定の数量が非常に多いために、どうし
ても限られた人員で検定をいたしま
すために、その検定の時間が非常にか
かるのであります。その結果、メーカ
がせっかくなりまして持参して参りま
したその計器を検定する時間が非常に長
いために、せっかくなりまして売らな
い、販売の機会を失うとでも申しま
しょうか、あるいは納入の期間がおく
れるとでも申しましょか、そのため

非常に金融的な行き詰まりを生ずる
という派生的事実も起つて参りまし
て、業者といたしましては、その犠牲
は、当然東京都がもう少し人員をふや
して、迅速にこの計器の検定なりある
いは取締りをするにによって避けて
もらいたいという要求が非常に多く
なっております。しかし現実
の姿といたしましては、先ほども申し
上げました通り、財務当局といたし
ては、先ほども申し上げた通り、財
政をいたしまして、なかなかこの点が
解決をいたしませんで、われわれ自身
として、非常に苦慮をいたしておる
のでございます。

こういう意味におきまして、本来で
ありますならば、過去にやつて参り
ましたように、計量行政は国の行政で
あるから、全額を国庫の負担にして
いただきたいというところは、各地方
の点からいたしまして、現在のこの国
から一文も来ないということ自体が非
常に私は困ると思っております。

非常に金融的な行き詰まりを生ずる
という派生的事実も起つて参りまし
て、業者といたしましては、その犠牲
は、当然東京都がもう少し人員をふや
して、迅速にこの計器の検定なりある
いは取締りをするにによって避けて
もらいたいという要求が非常に多く
なっております。しかし現実
の姿といたしましては、先ほども申し
上げました通り、財務当局といたし
ては、先ほども申し上げた通り、財
政をいたしまして、なかなかこの点が
解決をいたしませんで、われわれ自身
として、非常に苦慮をいたしておる
のでございます。

非常に金融的な行き詰まりを生ずる
という派生的事実も起つて参りまし
て、業者といたしましては、その犠牲
は、当然東京都がもう少し人員をふや
して、迅速にこの計器の検定なりある
いは取締りをするにによって避けて
もらいたいという要求が非常に多く
なっております。しかし現実
の姿といたしましては、先ほども申し
上げました通り、財務当局といたし
ては、先ほども申し上げた通り、財
政をいたしまして、なかなかこの点が
解決をいたしませんで、われわれ自身
として、非常に苦慮をいたしておる
のでございます。

非常に金融的な行き詰まりを生ずる
という派生的事実も起つて参りまし
て、業者といたしましては、その犠牲
は、当然東京都がもう少し人員をふや
して、迅速にこの計器の検定なりある
いは取締りをするにによって避けて
もらいたいという要求が非常に多く
なっております。しかし現実
の姿といたしましては、先ほども申し
上げました通り、財務当局といたし
ては、先ほども申し上げた通り、財
政をいたしまして、なかなかこの点が
解決をいたしませんで、われわれ自身
として、非常に苦慮をいたしておる
のでございます。

非常に金融的な行き詰まりを生ずる
という派生的事実も起つて参りまし
て、業者といたしましては、その犠牲
は、当然東京都がもう少し人員をふや
して、迅速にこの計器の検定なりある
いは取締りをするにによって避けて
もらいたいという要求が非常に多く
なっております。しかし現実
の姿といたしましては、先ほども申し
上げました通り、財務当局といたし
ては、先ほども申し上げた通り、財
政をいたしまして、なかなかこの点が
解決をいたしませんで、われわれ自身
として、非常に苦慮をいたしておる
のでございます。

非常に金融的な行き詰まりを生ずる
という派生的事実も起つて参りまし
て、業者といたしましては、その犠牲
は、当然東京都がもう少し人員をふや
して、迅速にこの計器の検定なりある
いは取締りをするにによって避けて
もらいたいという要求が非常に多く
なっております。しかし現実
の姿といたしましては、先ほども申し
上げました通り、財務当局といたし
ては、先ほども申し上げた通り、財
政をいたしまして、なかなかこの点が
解決をいたしませんで、われわれ自身
として、非常に苦慮をいたしておる
のでございます。

非常に金融的な行き詰まりを生ずる
という派生的事実も起つて参りまし
て、業者といたしましては、その犠牲
は、当然東京都がもう少し人員をふや
して、迅速にこの計器の検定なりある
いは取締りをするにによって避けて
もらいたいという要求が非常に多く
なっております。しかし現実
の姿といたしましては、先ほども申し
上げました通り、財務当局といたし
ては、先ほども申し上げた通り、財
政をいたしまして、なかなかこの点が
解決をいたしませんで、われわれ自身
として、非常に苦慮をいたしておる
のでございます。

非常に金融的な行き詰まりを生ずる
という派生的事実も起つて参りまし
て、業者といたしましては、その犠牲
は、当然東京都がもう少し人員をふや
して、迅速にこの計器の検定なりある
いは取締りをするにによって避けて
もらいたいという要求が非常に多く
なっております。しかし現実
の姿といたしましては、先ほども申し
上げました通り、財務当局といたし
ては、先ほども申し上げた通り、財
政をいたしまして、なかなかこの点が
解決をいたしませんで、われわれ自身
として、非常に苦慮をいたしておる
のでございます。

非常に金融的な行き詰まりを生ずる
という派生的事実も起つて参りまし
て、業者といたしましては、その犠牲
は、当然東京都がもう少し人員をふや
して、迅速にこの計器の検定なりある
いは取締りをするにによって避けて
もらいたいという要求が非常に多く
なっております。しかし現実
の姿といたしましては、先ほども申し
上げました通り、財務当局といたし
ては、先ほども申し上げた通り、財
政をいたしまして、なかなかこの点が
解決をいたしませんで、われわれ自身
として、非常に苦慮をいたしておる
のでございます。

非常に金融的な行き詰まりを生ずる
という派生的事実も起つて参りまし
て、業者といたしましては、その犠牲
は、当然東京都がもう少し人員をふや
して、迅速にこの計器の検定なりある
いは取締りをするにによって避けて
もらいたいという要求が非常に多く
なっております。しかし現実
の姿といたしましては、先ほども申し
上げました通り、財務当局といたし
ては、先ほども申し上げた通り、財
政をいたしまして、なかなかこの点が
解決をいたしませんで、われわれ自身
として、非常に苦慮をいたしておる
のでございます。

非常に金融的な行き詰まりを生ずる
という派生的事実も起つて参りまし
て、業者といたしましては、その犠牲
は、当然東京都がもう少し人員をふや
して、迅速にこの計器の検定なりある
いは取締りをするにによって避けて
もらいたいという要求が非常に多く
なっております。しかし現実
の姿といたしましては、先ほども申し
上げました通り、財務当局といたし
ては、先ほども申し上げた通り、財
政をいたしまして、なかなかこの点が
解決をいたしませんで、われわれ自身
として、非常に苦慮をいたしておる
のでございます。

非常に金融的な行き詰まりを生ずる
という派生的事実も起つて参りまし
て、業者といたしましては、その犠牲
は、当然東京都がもう少し人員をふや
して、迅速にこの計器の検定なりある
いは取締りをするにによって避けて
もらいたいという要求が非常に多く
なっております。しかし現実
の姿といたしましては、先ほども申し
上げました通り、財務当局といたし
ては、先ほども申し上げた通り、財
政をいたしまして、なかなかこの点が
解決をいたしませんで、われわれ自身
として、非常に苦慮をいたしておる
のでございます。

る地方自治法の精神から申しまして、大体今日行われておりまする機関委任事務等はたくさんございまして、これを全額国庫の方に吸い上げておる事例は、私どもの方ではまだ調査が足りないかもしれませんが、今までは計量法だけだったのであります。私どもの方の経済局関係で少し調べてみたのであります。大体国でその手数料を収納しておりまする案件も多数ございまして、これは大体においてその内容がはつきりと分れております。これとこれの問題は国の方で取る、その他の問題は全部地方に帰属する、こういうふうになっております。それから大部分のものはほとんど全部地方に帰属しておるのであります。たとえば火葬の問題にいたしましても各種の手数料が取れますが、これは全部国の機関委任事務でありますけれども、その手数料は全部地方に帰属しておるのでございまして、おそらく現実には仕事をしておる方がその手数料が全部吸い上げられておると申しますのは、この計量法関係だけだったのであります。そういう意味におきまして、また先ほど申しましたように、計量法という法律を作られました当時の気持も、これは私はよく存じませんが、条文に表われておりまする文句から申しまして、やはり仕事をしておるその各府県にこの手数料を帰属せしめられることがほんとうの姿ではないか、私にはかように考えておる次第でございます。いろいろ申し上げたい点もございしますが、一応計量行政をやっております事務担当者にいたしまして、この手数料を府県に移譲することがよろしいという意味におきまして御説明を申し

上げたわけでございます。何分ともよろしくお願い申し上げます。
○田中委員長 参考人福富恒樹君はただいま都議会開会中でありまして、時間的制約があるようでありますから、同君の発言に対する質問だけでも簡単に行なつていただきたいと思います。
長谷川四郎君。
○長谷川(四)委員 ちよつと東京都のあなたにお伺いいたしますが、東京都というふうな特定の市街地、すなわちこういうような生産をなさつておる工場地帯、メーカーを持つておるのに対しては、あなたの意見もまことにけつこうだという考え方も出て参るのではありませんか、メーカーを持つていない府県になりますと、ただ普通の取引に對するところの検査だけだということになるのであります。検査だけになると、検査には県の職員を使ひ、市の職員を使つて、そうして検査をするけれども手数料は一つも収入が上つてこないということになる。そうなるてくると、そういうところにはただ非常に負担だけがかけられていく。今までと同じような状態になつていくのではないか。だから私はそういうような定期検査とか、取締りをする場合の検査は、検査料を取り立てて、それをその県の収入にするようにした方がよいのではないかと。こういうふうにお考えのではありませんか、あなたの御考えはどうでしょうか。
○福富参考人 お説の通り計器を製造してあります府県というのは大体大府県が多いのであります。その製造した計器を検査する手数料、これは大府県に収納される場合が多いのであります。その製造をいたしてあります県

にはむろんそういう手数料はないのであります。いろいろと各府県の担当官の話を総合いたしますと、新しい計器を作つたものの検定のほかに、いわゆる修理の問題、登録の問題、こういう問題についてはそれぞれ手数料が取れるわけでありまして、従つてその手数料を取ることによつて現在やつておる計量行政にプラスして、現在よりもより多くの収納というか、収益というか、計量行政に回すべき費用が生まれてくるのだ、こういう結論になつております。
○長谷川(四)委員 修理や何かは今までもその県でやればその県の収入になつていたのでしよう。修理までが国の収入ではなかつたのでしよう。そういう点はどうでありますか。
○福富参考人 全部国に吸い上げられております。
○長谷川(四)委員 いずれにしても東京都というふうな大きなところでは、年間を通じて計量の検査を今まで定期的におやりになつておるところもありましようし、その他抜き打ち的の検査をやつておるところもあるのではないかと、どのくらいこの程度にやつておられましたか。
○福富参考人 年にどのくらいやつておるかというところは実は私よく……。
○田中委員長 あとから書類で出して下さい。
○長谷川(四)委員 これは非常に大きな問題なのです。ただ計量という問題だけでなく、この間も申し上げたのでありますけれども、八千七百万国民全部が、われわれの一切のものが計量にかかるとして、国民生活と切り離すことのできない全く大きな基礎

の問題なのであります。であるからこういう点についてなるべく都なら都の費用がたかさんかかるといふことになつてくると、検査というものはやはり市民には申しわけないけれども、それだけ手を抜いていくということになると思ふのです。ですからこの検査をやする場合もそうなるならば、地方で定期的取締りに對する検査をやつた場合でも、幾らかでも手数料を徴収して、そうしてその県の収入にしたならば、喜んで進んでやつていくであらう、決してその費用は……なるほど出す人は五十円、百円出すのは大ごとかもしれないけれども、国民生活というものと切り離すことのできない大きな問題です。一台の車が一日に仕事をやる場合、どんな商店であつてももしその車が狂つていたならば、何百円、何千円という得をしていくこともあり、損することもある、ですからそういうことが目的でなければならぬ。計量法は何が目的で作つたかといへば、国民生活の基礎の上に立つて計量というものがなくてはならぬ。ですから、そうでなければならぬ。いや、いや、こゝろで、こゝろで、こゝろで、今お伺ひしたのは、そういう場合に喜んで東京都は、つまり新しいものを検査する収入が入ってくるけれども、それはそれで入ってくるからお義理にもやれると思ふのです。けれども全然新しいもので入つてこないで修理のものだけが入ってくるならば、費用というものとマッチしないと思ふのです。ですから取締りのな検査をする場合に地方にそれをとらせたらどうか、そうすれば定期的にも大いにやれはしないか、こういうふうには私は考え

るわけなんです。ただ今までのように平衡交付金として出ていく場合と違ひまして、入る県と入らない県が出てくるから、そういう点でやつてみたかどうか、こういうふうにお考えのわけですが、その点はどうでしょうか。
○福富参考人 非常に建設的な御意見をだと思ふのであります。ただ計量器の取締りをいたします場合における手数料をとるといふことは、現在の計量法の規定からはできない、もちろん計量法を改正していただかなければならぬのであります。これは非常におもしろい点だと思ひます。
○長谷川(四)委員 ですからあなたのお考えは、そうたくさんとらなくともいいのですから、幾らでもとつてやつた方が、財政的というかそれを検査する職員の手間くらのものは出ていくから、その方がいい、こうおっしゃることですか、いいだらうと思ふことですが、しかし今の計量法ではできないのだ、しかしこれは今作るのである、それをやれるようになるのですから、そうなたつた方がよろしいという、こういうことですか。いいか悪いかということを一ツ聞かせて下さい。
○福富参考人 どうもこの問題につきましては、地方庁の私の個人的な意見になつて非常に恐縮でありますけれども、これはむしろ法律を作られる通産省の方で十分検討される問題だと思ふのであります。これを私がここで答へるのはまことに僭越だと思ふのであります。私が先ほど申し上げましたのは、そういうふうに地方庁といはしましては、計量行政についてはもっと真剣にやらなければならぬのだけれども予算が足りないのだ、従つて

その予算をとる一つの手段としてできるだけ多く手数料をとって、そこに人員を充実に計量法の万全を期したい、こういう気持があることだけを御承知願います。従いまして多々ますすこれは弁ずるのであります、地方庁といたしましてはそういう手数料でもとり得る余地があるならばこれはとった方がいい、しかしこれにはいろいろ議論もあると思います。これは私の個人的な意見でございますから、その点は御承知を願います。

○田中(武)委員 参考人によつと御質問したいと思ひます。大体ただいまの長谷川さんの御質問とあまり変りないのですが、参考人は東京都の経済局長でありますから、その点東京都の立場で考えられることは当りまえだと思ふのですが、言われたところを見ると、東京都のことばかり考へておつて、各小さな府県についてそういうことの反対の現象が起るといふことは考へていないのですか。

○福富参考人 先ほど申し上げました通り、最初この問題が各府県間において論議をされておりましたときは、確かに大府県と小府県の利益は違ふのだという認識が多少あったと思ふのであります。しかし今日の段階におきましては、たとへば具体的に申し上げますと、国の方で全部その金額を持つてくれるなら別なものであります。しかもその金が全部ひもつきでこれを計量行政に使うべきものだとしてくるなら別であります、現在の財政の情勢からいたしまして、これは地方財政のいわゆる需要額の計算の基礎にはなつておるかもしれませんが、出てくるときはひもではないのであります。従つてい

かに国がこれを含め入れても、各府県の実情を見ましても、計量行政の費用は少しも増さないのだといふことになりません。従つてむしろ各府県にそれれ手数料のとれるものもあるのだから、現在の計量行政プラスその手数料によつて、現在よりも一そうよくなら、こういうふうな考え方に變つたというか、実情がそうなのでありますから、各府県の担当官もそれぞれプロジェクト会議を開きまして、十分検討いたしておるのであります。今日の段階におきまして、私は単に大都會の立場を言つておるのではないのであります、各府県においてもそういう立場上の方がよろしいという考へになつたときみなが決議をしておる、こういうふうにして承つております。

○田中(武)委員 私の聞いておるところでは、東京、大阪のよう大きなところでは有利になるから、改正に賛成であるけれども、他の小さな府県においてはこれには反対しておる、こういうふうには私は聞いておつたのです。今のお話では最初反対であつたが、このごろでは賛成になつておる、こういうふうなことでありますが、その理由といたしましては、今言われたように最初反対しておつたのは、反対した方が考へ違ひであつて、それがわかつてきたから、こういうことなのですか。

○福富参考人 考へ違ひをしておつたという問題ではございませんで、先ほど申しましたようにこれは前提があるのであります。各府県が行政費に要する費用は国の費用でありますから、これを全部まかなつてくれればこれがいかにきまつておるのです。これは議論の余地がない、その方がいいのであり

ます。しかし現実の姿は国の方で従来平衡交付金等に組み込まれておる費用を見ましても、これはひもつきでないから、決してふえてないといふことはつきりしてあります。そういう見地からいたしまして、むしろ各府県でもそれにプラスすべき手数料が各府県に入つて、従来の計量行政にプラスするのだ、さらにまたこれが特定財源になつて、先ほど申しました通り財務当局と折衝をすることによつて、一そう計量行政を強く推進することができるとのだからいいのだ、こういうふうに通へましたので、先ほど申しました通りあるいは知事會議においてもあるいは各府県の担当官會議においてもそういう結論になつたから、現在ではみな賛成しておるのだと承つております。

○田中(武)委員 担当官が賛成しておるというところは、改正をすることに於いて自分たちの権限というものが大きくなるというふうなことで、従つて改正によつて汚職といふか横暴といふか、そういうようなことになるのじやないか、そういう点はどうなりますか。

○福富参考人 これは非常に言い過ぎかも知れませんが、そういう懸念はないと思ひます。というのは収納するものは全然違ふ人が収納するのでありますから、ただ収納した手数料というものを、特定財源として計量行政の方に回してはしいという予算的措置は別なのであります。従いまして、計量行政の担当官が横暴になるといふことはあり得ないと思ひます。

○秋田委員 この改正法案の実施に伴つて、検定その他計量行政上の地方差が出てきはないかといふことを、一部でおかれておるようでございますが、あなたのその点に対する御見解はいかがでございますか。

○福富参考人 この点につきましては、むしろ担当官會議におきましてもあるいはまた知事會議におきまして、非常に検討して、各府県間がアンバランスになるかならぬかといふ問題を十分に検討したものであります。ところが、現在の実情から申しまして、アンバランスにはならぬのだ、こういう結論になつてゐると私は了承しております。

○首藤委員 福富さんにちよつとお尋ねしますが、先ほどあなたの御意見を承ると、予算が非常に少い、従つて完全な検定ができない、どうしても一種の目的税といふべきか、それをせひ地方に移譲しなければ困るといふ御意見が主としてこの地方移譲の推進になつたと解するのですが、東京都は御承知の通り非常に富裕県です。毎年の決算の報告を見ましても、むしろ剰余金を出すといふような日本第一の富裕県であります。しかも計量の検定がいかに重要なものであるかといふことは、今ここで議論すべき必要はないと思ひます。従つて財政にはいささかも不安がない。しかも検定そのものは非常に重要な。それにもかかわらずただ都庁内におけるあなたのところの計量に要する予算が取れないといふことだけをもつて地方移譲をするといふことは、結局あなたの方のために他の小さい県を犠牲にするといふ結論になりはせぬかといふことを私はおそれる。しかもそれがために地方の業者が非常に

便宜が得られる、あるいは従来よりも他の面においても非常にプラスになるといふことでありますならば、私たちは必ずしもこれに反対するものではありません。しかしながら先ほどからの質疑応答にも現れた通りに、生産県たとえば東京都とか大阪あるいは神奈川県その他五、六府県の、メーカーをたくさん持つておる県は、これによつて非常に恵まれるだろう。しかしながらそれに反する、メーカーを持つていない県は実にわずかな手数料しか入らない。しかもこれをやりまする以上は一つの陣容を持たなければならぬ、スタッフを持たなければならぬ。それには相當の予算を要する。そういう県は従来よりもかえつて非常に財政的に困難を來す。しかもその県が非常に多くなるといふことになつて、そしてその結果はやはり検定の上において業者の不便をだんだん増してくるような結果になりはせぬか、これを私たちが非常に恐れるのであります。それでこれはあなたの方の立場から言われると、予算がないから、検査が非常に延びるといふことであるが、私から考へると、あなたの方の目的を達するために検査を延ばして、業者を困らして、そしてその面からこの地方移譲を促進しようといふ一つの不純な考へ方がひそんでおるはしないかといふような考へ方もしておるのであります。私は根本的に考へて、あなたの方の東京都のような富裕県で予算がないといふこと自体がわからぬのであります、さうして東京都の財政が窮屈であるといふことは私はどうしても納得できない。あなたがそれでもまだ財政が困難だといふことならば、都知事

をここへ呼んできて、私はその面から東京都の財政事情、各課に対するところの配置、仕事の量、それらを一応検討しなければならぬと思うが、あなたはおかつ東京都の財政状態ではこういう予算を取ることは実際困難だという御意見をもちかどうか、その点をはつきり伺いたい。

○福富参考人 東京都が財政的に富裕県であるということは各方面で言われておりますが、この点につきましても、私財務当局者でありませんが、ここで特に申し上げることは僥倖だと思ひますのでやめますが、富裕県であるから東京都は計量行政に要する——これは計量行政だけの問題であります。が、私の担当しております中小企業の振興、いわゆる許可産業の振興の問題でも同様であります。そういう問題に対する予算を折衝いたします場合に、非常に行政の重点を申し上げますか、そういうものがあると思ひます。従つて私たちも先ほど申しました通り、この計量行政は相当に重点を置いた重要な行政であるということは考えておりますが、先ほど申しました通り、自分たちが働いて、しかも働いた中で何らかの取り得る手数料があるならば、それを財源にして予算要求をいたしますならば、割合に話が早いのであります。ところがその手数料は全部国のものになつて、ただ自分たちがやる仕事の分量だけがふえてくるという姿では、財務当局と折衝いたしまして、実はその予算がなかなか取れないのであります。実は私はそういう点の事情を申し上げておるのであります。これはおそらく富裕県であるとかないとかい

問題を、さらにまた計量行政に對する熱意という点につきましては、私は担当官でありますから盛んに申し上げますが、これは重点施策の中の知事の熱意によることだと思ひますが、ともかく自分たちがいかに働いても、しかも私の方の職員は今病気でぶつ倒れるくらい働いておりますにもかかわりませず、一文もその手数料が入らぬということでは、なかなかその予算が取りにくい実情にある、こういうふう

に御了承願ひたいと思ひます。

○首藤委員 その面も私は理解せぬことではない。しかし東京都に對しては交付金というものは一つもないのです。それにもかかわらず、教育にいたしても、あるいはその他全般が、東京都の収入によつてまかなわれておる。しかも必ずしも不都合のない行政が行われている。教育のごときもあの膨大な教育費をまかなつておる。それにもかかわらず、ただこの計量費だけがどうして行政が行われないか、その点に對して私は不可思議な現象だと思ひますが、どうですか。

○福富参考人 その点ちよつと私先ほど触れたのであります。私どもで手数料の帰属関係を調べますと、一例だけを示しますと、厚生省関係の大麻取扱者の登録手数料、麻薬関係取扱者の免許手数料その他、これはたゞさんごさいますから申し上げませんが、こういうものは国の方で一部を取つておつて、一部の省令でまかりました分だけが地方に帰属すると、二つに分れておるのであります。それから全然地方に帰属しておりますものは、たとえば私どもの経済局関係で申しますと、農林省の蘭検定手数料、桑苗検査

手数料、養蚕技術員の登録手数料とあるいは通産省関係で申しますと、火柴使用許可手数料、陶業原料分析手数料その他たくさんございます。こういうふうなものが地方の国家委任事務として参りまして、その手数料は全部地方に帰属しております。ですから東京都もこれはちゃんともらつております。

○首藤委員 そういうものもあると思ひますが、それは計量器のような性格のものとは内容を異にしておる。つまりは何かのものは、各県ともその手数料の範囲内において事務その他の費用をまかなえるという一応の見通しがつくからそういう制度が行われておると思ひますが、計量器に關する限りは、先ほど申しした通りに、非常に生産する会社が多い県と、ない県があり、しかも検査はやはり相当数をやらなければならぬ、ここに非常なアンバランスを生ずる、そのアンバランスを生じてきた結果が、不足する県の検査が今日よりもさらに業者にとつて不便になつてき

せぬか、この点を私たちはおそれるとともに、東京都のような財政の豊かな都がこゝまでしなければ行政が不可能である、非常に不便を来たすという点に依然として私は不可解な気持があるのです。しかも今回のこういう制度に決定したその内容によると、あなたの方が急先鋒になつてこれを推進した。しかもこの手数料を地方に移譲することによつて、交付金の今日までの額よりも十五割もあなたの方でふえるのだということさえ巷間には伝えられておるのであります。その真相ははつきりしませんけれども、一体とにもかくにもそういうことが一般業者のうわさ

にまでなつておる。同時にまた先ほどのあなたの説明による検査の数量あるいはメーカの数、取扱者の数等から見ると、おそらくこれを地方へ移譲すれば、一般業者がうわさしておるような結果になつてくるのじゃないか。ここにあなたの方がこの問題については特に情熱を傾けて推進をしてきたのじゃないか。しかしながら、それは他の府県に影響がなければ私は何もことさら批判するのじゃないけれども、一面においては相当この制度によつて業者が困る果ができてくる。ここに問題がある。従つてこの点についてはもう少し——都の財政あるいは各課に配付するところの額、あなたの方の計量器に關する配付だによそのものよりも非常に少い。結局それは財政のことではなくて、担当者のお方の責任問題じゃないか、そう考へるのだが、どうでしょうか。

○福富参考人 東京都がこの地方移譲をいたしていただきますれば、手数料が入る一番筆頭であることは事実であります。しかし一体その金額はどのくらいになるであらうかということをお算してみますと、大体現在使つております計量行政費の三分の一まかなえればいいのじゃないか、こういう計算になつております。具体的に申し上げますと、今四千万円以上の計量行政費を使つておりますが、これが地方に移譲されましても、うまくいって一千五百万円くらいの収入じゃないか。従つてこれがましても、東京都は今まで使つております計量行政費の全額をまかなえるものでも何でもありません。それは先ほど申し上げました通り、大体計量器の製造は東京都は全国

の三割くらい、六府県にいたしますとこれが七割くらいの計量器を製造しておると思ひます。従ひまして東京都を初め六府県が新しく作った計量器の検定手数料が入ることは、それは多いと思ひますけれども、しかし大都市の計量行政費もまた非常に膨大なものであります。それが入りましたからといって決して全部がまかなえるものでも何でもないのであります。その一部であります。私たちが熱心に主張するゆゑは、先ほど私が申した通り、自分たちが仕事をしても全然国から一文ももらえない。予算折衝はいたしておりますけれども、富裕県といふことは別問題として、なかなか予算がとれない。しかも人員がふえておることは事実であります。そういう点からいって熱心にならざるを得ないのであります。その点だけ御了承願ひたいと思ひます。

○田中委員長 福富参考人、ありがとうございます。次に、大和製衡労働組合中央執行委員長益田実君。

○益田参考人 私は計量業務に携わつておる労働者の立場をいたしましてこの件に對して意見を述べてみたいと思ひます。それは、ただいま盛んに東京都の経済局長が東京都内の計量業務に携わつておる者がかりのことを言つておられますが、全国的に見て東京都というものは計量器に關してはやはり一部でありまして、われわれは全国に組合員もおり、また会社があるものであります。その面からいいますと、先ほど申した通り、われわれのように、東京都内のことのみにとらわれるというのは、これはおかしいと思ひま

す。それで、私の方から幸い提出して
おりました二百二十二条二項の件につ
きまして意見を聞いていただくという
ことになりましたことはまことに感謝
にたえない次第で、ありがとうございます。

この第二項を読んでみますと、いろ
いろ細目にわたって記録されておるよ
うであります。最後に「その他の者
の納付するものについては当該都道府
県の収入とする。」この「その他の者」
というものを、簡単に読んでおきます
と見落すのでありますが、これがほと
んど八〇%から九〇%を占めておる収
入であります。結局そういうことは
地方に全部まかしてしまおうというこ
とになるのであります。それで私が提案
しておりました地方移譲はいけない、
反対するという意向は、先ほど経済
局長が意見を申されておりましたよう
に東京都のことを非常に叫ばれており
ましたが、われわれは地方移譲という
ことになりまうと——その前に一つ言
うておかねばならないことは、現在の
はかりの国庫から出されておる金額は
どうか。これは一つの例であります。が、
国庫から二億円を負担しておる。あと
の一億円程度を地方からの収益によっ
てやつておる。この地方から上つてき
た一億円を政府が全部まともて国庫の
二億円と合流させて、それを各地方に
流しておる。これが実情であります。で
すから、一つの例をとりますと、東京都
とかあるいは大阪府というようなもの
においては、政府のものを百といいたし
ますと、それに対して東京都は二倍半、
大阪は一倍半、兵庫県はちょうど十倍、
そのほかの小さな府県においてはそれ
の何パーセントか、何十パーセントか

というような格好になってくるのであ
ります。そうしますと、先ほど計量に関
する国庫からの補助は東京都に出てい
ないと言われましたが、出ていないのであ
りません。東京都は完全にやつていけるのであり
ます。なぜかというならば、結局二倍
半と出ている。いわゆる収益がよいの
であります。それではなぜ他の地方に
は収益に比べて出さないかというよう
になるかと思ふのであります。それは
地方々々によって収益は違いますが、それ
ども、やはり検査官とか事務の手続と
かいろいろ問題が、大体似たような
人件費がかさばつてくると思ひます。

そういう面において、大体似たような
政府からの各地方に対する金額の割り
出しをしていくのではないかと思ふの
であります。そうしなさい、地方移譲
になった場合にはなさいけないか。具
体的に申しますと、先ほど言われて
おりましたように、手数料の差額が出
てくるのであります。これは現在法令
で定めておられますが、地方に完全に移
管されてしまふと、政府がひもつき
にして検査官をどうこうするといふこ
とができないのであります。またかり
に一つの例をとりますと、兵庫県内に
おいては計量に関する政府の者の中で、
知っておるのは検査官だけである。幾
ら県知事でも計量のことに関しては全
然ゼロである。そうしますと、上からこ
れはこうしなくては行けないというよ
うな圧迫をかけようと思つても、検査官
はそれほどうであるからと、完全にそ
れをはねつけることはできるわけが
ない。これがもしもそういうような、知事が
正當論で言つて、曲つた言葉で検査官
が言つた場合でも、おそろく計量面に
関しては曲つた検査官の言葉が通るの

ではないか。そうすると、先ほど田中
代議士が言われましたように、汚職と
いうような事件が起つてくると憂う
のであります。

次に、そういうふうな地方の差額が
出て参りますと、かりに徳島なら徳島
が手数料の収益が少いといふと、こ
れはどうしても値上げしなくては行け
ない。それは現在すぐではないのであ
りますが、二年なり三年なり後には必
ずそういう問題が起きてくる。そうし
ますと、法令で定めておられますが、こ
れは変えなくては行けないという問題
が出てくるわけなんです。それがもし
も出てきた場合にはこの問題に對して
ごたごたが起きます。その前に法令でき
まつていられる以上は上げないといふ
ことになってくると、検査官の手の振
り方によって各業者の製品の出し方が
変わつてくるということが憂えられるわ
けなんです。一つの例をあげま
すと、あそこのはかりの検査に行けば
飯がまずい、こちらのはかりの検査に
行けば飯がうまい、そういうことによ
つて、あそこへ検査に行くのはおも
しろくない、ここに検査に行くのは非
常におもしろいといふようなこともあ
るわけなのであります。

次にこれは根本的なものであります
が、業者から、こういうのはかりは、民
間においても政府においても、何ごと
においても、これは基準になるもので
あるから検査を受けなくては売つては
ならないといふようにしてくれといつ
たのではないかと、政府から検査を受
けなければならぬ市場に出してはいけ
ない、こういう強制的な意見をもつてで
きた法令であるのだ。そういうような
政府の意見をもつてやつておるなれ
ば、なぜこの手数料というものを政府
で持たないか、そういうふうに思ふの
であります。

次に、国庫負担にしたならば、先ほ
ど言われましたように東京都内はゼロ
であるといふようなことを言われまし
たが、結局われわれ労働者の立場とい
ひまして、全国的に見て言うのであり
まして、東京都内のことのみをいわけ
る業者とかそういうことのみを考へて
は私は意見は出せないと思ふのであり
ます。そうすると、全国的に見ると、
はかりの業者はたくさんおられますし、
それに携わつておる労働者も相当数に
上るわけなのであります。東京都内だ
けいい目を見せて、果して、全国の労
働者が、二年なり三年後に業者が崩壊
するために失業のうき目を見るといふ
ようなことを、法令で定めて、これを
やつていっていいものかどうか、こ
ういふことを私は痛感するのでありま
す。またこれは取締りの件であります
が、この取締りに関しては一文もい
ゆる手数料というものは取らないとい
ふあります。そうしますと、手数料はど
うやつてまかなつておるかといふま
と、結局はかり一台につき幾らの手
料をとる、あるいは事業主からの税金
を取り立てるといふようなことによつ
てその手数料の一部を検査官の出張旅
費とか、それから仕事したのに対して
の奨励金とか、そういうものに充てて
いると思ふのであります。そうします
と、事業主としては、税金は納め、手
料も一台につき何ばというものを納
め、ただ自分のみでなしに全然関係の
ないよその人の手数料まで負担しな
ければならぬといふことが出てくるの
であります。そうしますと、その税金

とかいうものによつて、われわれ勤労
者もやはり会社の収益によつて生計を
立てているのでありますから、それだ
け余分に税金を取り立てられればわれ
われの給料の方も少くなるというよう
なことが言えるのであります。この面
からいひまして、この地方の行政に移
管するといふことに私はまづ向から反
對するものであります。

ただいまの委員長の問いに對しまし
て意見を述べた次第であります。

○田中委員長 トキコ油器株式会社社
長大月静夫君。

○大月参考人 私はこの業界のいろ
いろの団体の役員なり長をやつていま
すが、今日の参考意見といたしまして
は、いろいろ差しきわがりますので、
で、私個人の意見といふことで御承知
置きを願ひたいと思ひます。

私は、元來計量行政の大事なことは
今さら申し上げるまでもありませんの
で、この計量行政費は国庫負担でな
ければならぬ、ぜひ国庫負担にしてい
だきたいといふことを、何べんも陳情
いたしたのであります。現在のところ
ではいろいろの事情でそれもいけそ
うもない。先ほど都の経済局長からい
ろいろお話がありました通り、一応都
といたしましてはいつぱな理由が成り
立つのであります。が、おそろくこれは
東京都、大阪府あるいは二、三の大き
な県、メーカーをたくさん持つておる
県は当てはまるのであります。先ほど
もお話がありましたように、地方の小
さい県で、メーカーのない、手数料の
上らないところはどうかといふことと申
しますと、今の平衡交付金でまかなわ
れておるのであります。たといわず
でもその手数料が移譲されて、それが

誘い水になって地方財政の予算をとるということは一応理屈になるのでありますが、私は今の国庫負担でなければならぬという建前がいいますと、これが国家検定である以上は、検定といふものはどこでやっても統一されていなければならぬものであると思う。ところが、地方移譲になりますと、富裕県とそうでない県との立場がおのの違うと思うのであります。しからば、どういふ結果がここで生ずるか申しますと、メーカーをふやして収入をはかる、あるいはいろいろの面が考えられるのであります。これは、従来の長い体験でも、一、二実例があるように聞き及んでおります。検定の統一ができぬ、取締りの統一ができないというようなことになりまして——先ほどいろいろのお話がありましたように、この計量器は取引の基準である、それほど大事な、考えようによっては貨幣にもひびく器である。その器物に地差を生じ、あるいは取締りの緩慢、あるいは検定が、この県は非常にきびしいが、この県は非常にゆるいというふうな、つまり地方差ができることは免れられぬのでありますが、先ほどの経済局長のお話では、それは絶対がないという御意見であるので、それがなければ非常にけっこうだと思つておりますが、われわれメーカーといふたしましては、その点を非常に憂うのであります。地方移譲が必ずしも悪いとは申しませんが、しかしその点を非常に憂慮するのであります。先ほど申しますように、わずかな収入が誘い水になって大きな費用がとれて、ついに計量行政が行われるということになるなら差しつかえないと思ひます

すが、しかしそれを非常に心配するのであります。そこで、冒頭に申しましたように、どうしても計量行政費は国庫負担でまかなわれなければならぬというのが私の持論なのであります。その他の改正点につきましては、別に反対の理由はございません。以上でございます。

○田中委員長 東京都職員労働組合中央執行委員の原島照房さんにお願ひ申し上げます。

○原島参考人 私は東京都職員労働組合所属として、全国の都道府県市町村役場等の職員をもつて組織する全国自治団体労働組合員二十五万を代表して、今回上程せられた計量法等の一部改正に關する法律案の骨子について意見を申し上げます。

終戦後の新憲法下におきまして、地方自治法制定以来、地方自治体の行政は逐次増加の一途をたどり、事務事業の増加に比しまして財源が伴わず、地方財政の窮乏は今や大きな政治問題化していることは御承知の通りであります。私たち地方自治体の職員といたしましては、できるだけ限られた地方住民の利便をはかるべく努力をいたしておりますが、財政難によりまして思うようになつておりませんことは遺憾に存じております。特に今次計量法改正の骨子となりまして問題については、昨年度の予算編成に當つて、政令に伴う計量行政の移管が強く要望されたが、計量行政の組合員から事務量が增加したにもかかわらず、人員が不足し事業運営に支障を来たしている旨の申し入れがありました。その内容は七十九名の職員中、労働強化に陥り胸部疾患等二

十六名の要注意者を出している状況で、従事する職員は他の職場へ行きたいという者が多数いるという計量行政の危機ともいふべき状態でありました。こうした実情から、検定業務も遅延がちとなつておりますので、計量業者からは地方議会に對し検定の促進に關する請願が提出されておる実情でございます。計量業者は主として中小企業者であり、最近国民生活の安定に向いつつある現状から、計量器の需要増加と並行して製造も逐次増加して参りましたので、検定の遅延は資本を寝かすというふうな実情となり、資金上からも大きな問題となつてきたのが実態であります。このように計量行政としては何らかの打開策を講じなければならぬ実情になりましたので、組合としてはその原因を調査しましたところ、昭和二十二年は国庫負担として百八十八万円、二十三年は補助金として四百九十九万円、二十四年は国庫負担職員費三百六十八万円及び度量衡事務補助金四十八万円強、計四百七十七万円となつておりましたが、昭和二十五年のシャープ税制の改革以来、平衡交付金となり、都の場合は一銭の交付もなく昭和二十二年百二十六名の職員が現在七十九名になつていゝにもかかわらず、計量法施行の二十六年以来事務量が增加したのと反対に人員不足を見るに至つたことが判明したのであります。その根本原因は、計量法で明らかに機關委任として都道府県知事が当然に行なうべき法律に伴う手数料を収入印紙として扱われている関係から、地方で行う行政負担について事務事業の増減にほとんど関係のない方法で交付税で扱われている点を発見しま

して、直ちに自治庁、及び大蔵省をたずねて調査しましたところ、自治庁としては手数料は当然地方に帰属すべきと考えており、大蔵省においては雑収入として取り扱われておりました。このことは収入印紙の性格からして各種の委任状や受取書あるいは罰金の納付等あらゆるものが印紙となつておりますので、おそらく数千年を要しなければ明確な手数料収入が判明しないので直ちに生かすことはできない。当然法的に行うべき者が手数料を収入とし、これをそのまま生かして計量行政費に充当すれば、實際に行なつたそれぞれ国及び地方自治体が収入することこそ納入する業者の声を生かすと同時に、各地方の検定所がこれを財源として検定の増加に並行して行われる必然的な経費となるものと存する次第であります。私たちは計量行政の重大性にかんがみ、第一線の実際の職に携わつてゐる職員が自治体本来の使命に徹すべく、計量行政の拡充強化を行なつて一般消費生活者の利益を守るべき取締り並びに計量製造業者等の利便をはかるべき検定登録事務の能率促進には、どうしても現行のごとき状態に放置することなく、手数料制度のある限り、地方交付税は昭和二十五年の国勢調査を基礎といたしました人口及び事業者等によつて行われており、事務事業の増減に並行して得ない実情でありますので、法律で行なつたそれぞれの団体に手数料を帰属せしめて救つていただきたい。私たちが手数料の地方帰属を主張するに際して補助金あるいは全額国庫負担ということを申されている向きもあるようではありますが、現在の憲法下におきましては地方自治法の精神

よりして補助金は一時的なものを除いてこれを廃止するといふことも、ひもつき交付金はいけないといふような実情からいたしまして、全額国庫負担は義務教育費のごときものにすぎません、教員の身分を国家公務員、すなわち官吏に切りかえる。このようなことも論議せられておることは私どもとして重視しておるところであります。この計量行政につきましても、全額国庫負担といふことは望ましいところであらうと存するものであります。これを行つたにいたしても現実に、しかも大きな問題といたしましては、教職員を官吏に切りかえる、あるいは知事を官選にしなければいけないといふような大きな問題を乗り越えていかなければならないと私どもは考えられるのであります。かような実情におきまして、現実にかんがみ中小企業者が大部分を占める現状では、最も可能なとして適切な方法といたしましては、手数料を通産大臣が行うものは国庫に、地方自治体が行うものについては地方に帰属すれば早道であるので、私どもといたしましてはこの面からもやはり現在の手数料を直ちに移管していただきたいといふふうに考へる次第であります。なお地方に帰属することによりまして、仕事がアンバランスになる、あるいは手数料を勝手に値上げをしたる増加したりするために業者は迷惑をする、こういうふうな一部の批判があるようではあります。現在の検定及び取締りの職員は、国で特定の教育を實施いたしまして、一定の資格を付して従事せしめております関係と、手数料につきましては法律及びこれに伴います政令で定められている関係上、何ら

支障を来たすものではございませんで、現在の実務と少しも変わりがあるはずがないのでございます。地方職員といたしましてはこうした意見についてはむしろ不満の意を表したいくらいでございます。今回の手数料を見ますと、地方の計量行政費中に占める割合というものは全体の六分の一が手数料であります。最も多いといわれております東京におきましても、全体の費用の約四分の一程度でございます。手数料の地方帰属に伴いまして、今回の改正により従来の予算に対しましてはおおむねそのまま増加できるだろう、こういうことが各府県とも可能となつて参るという実情になりますので、計量法制定以来五カ年にわたり自治体が叫んで参りました一切の業務が自治体本来の姿になつて、第一線に立つ係員が常に県費を持ち出して国の仕事のために収入印紙で納入している關係上、予算の増額が計上されなかつた点が解消する方向に向つて参るのであります。特に今次の改正に際しましては、大部分の業者がこれを支持されておりますことは、こういう実情が明らかになつたからと存するのであります。一刻も早く改正せられまして、行政費の増額による職員の増員と検定器物の増置ないしは改善を望んでいる状況とあわせまして、地方職員の多年の念願を達成し、もつて地方行政の急速なる充実強化をはかるために、今回通産当局の理解ある協力によつて上程せられましたことは、私ども非常に喜んでゐるところであります。ぜひとも六月一日より実施できますように各地方では望んでおりますので、全国自治体職員二十五万の名におきまして賛成の意を表しま

すとともに、本委員会の御理解ある協賛を特に期待いたしまして意見いたします。

○田中委員長 以上をもちまして三参考人の御意見の開陳は終了しましたが、御質問でございますか。――御質問がないようでありますからこの際参考人の諸君に申し上げます。御多用のところ御出席くださいまして本委員会のため貴重なる御意見の開陳を願ひまして心から感謝を申し上げます。御苦勞様でございました。

次にこの際御報告いたします。去る十七日本委員会は内閣委員会に経済審議庁設置法の一部を改正する法律案に關し連合審査会の開会を申し入れておりました。本日内閣委員長よりこの連合審査会を來たる二十六日午前十時に開きたい旨の連絡がありましたので、委員長としてはこの日に開きたいと存じます。御了承を願ひます。

それでは本日の会議はこの程度とし、懇談会にいたします。明二十五日は午前十時より會議を開くこととし、本日はこれをもつて散會いたします。

午後零時六分散會

〔参 照〕

自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和三十年五月二十七日印刷

昭和三十年五月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局